

RIZAP GOLF(ライフサポートプログラム)細則

第1条(適用圏)

RIZAP GOLF(ライフサポートプログラム)細則(以下「本細則」といいます)は、「RIZAP GOLF」(以下「本クラブ」といいます)が運営する「ゴルフライフサポートプログラム」(以下「本プラン」といいます)を利用する本クラブの会員(以下「本会員」といいます)に適用します。本細則に記載のない項目については、RIZAP GOLFクラブ会員会則(第19条、第20条、第21条、第26条は除きます。)によることとします。

第2条(管理営)

本クラブのすべての施設は、「RIZAP株式会社」(以下「会社」といいます)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第3条(変更手続き等)

1. 本会員は、利用申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行き、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第4条(個人情報保護)

個人情報は、本プランの管理・運営、および本クラブが提供するサービスの案内・管理、情報の提供などにものみ利用いたします。

第5条(申込件)

本プランは、利用申込書記載の「利用開始月」(以下「利用開始月」といいます)の初日から起算して12ヶ月以上継続してご利用されることをお申し込みの条件とします。

第6条(利用数)

本クラブが本プランにより提供するサービス(以下「レッスン」といいます。)は、1ヶ月(初日から末日まで)あたり会社が別途定める回数を上限としてご利用いただけます。

第7条(諸用)

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、本プランの利用料等をお支払いいただきます。利用料のお支払は、月額払いとなります。
2. 月額払いの場合は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) 利用月の前月に料金の入金を確認できたことを条件にご利用が可能となります。
 - (2) 本プランの提供を受ける場合、利用開始月及び翌月の2ヶ月分の月額利用料等を所定の方法によりお支払いいただきます。
 - (3) 一旦お支払いいただいた月額利用料等は返金できません。
 - (4) 本プランは、お申込み当月からのご利用はできません。
3. 本会員は、実際のレッスンの利用の有無・利用回数に関わらず、利用料等を支払わなければなりません。
4. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。
5. 利用期間中にお支払方法の変更をご希望の場合は、利用中の本プランを解約いただいた後、新たなお支払方法の契約をお申し込みいただく必要があります。

第8条 (予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更・キャンセルは予約12時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1回分のレッスンを実施したものとします。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 当月セッションのご利用回数をご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月1日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用する事はできません。

第9条 (本プランの解約および請求の停止)

1. 本会員は、会社所定の書面により前月16日から当月15日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申し入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申し入れが当月16日以降となった場合には、翌月の解約申し入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、本プランのサービスの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 月額払いで第1項の解約申し入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

第10条 (中途解約)

1. 本会員は、第5条（申込条件）の定めにかかわらず、利用開始月の初日から起算して12ヶ月間以上継続してご利用されない場合には、会社所定の書面により解約申し入れ（当該申し入れの方法は前条第2項に準ずるものとします。）を行い、かつ、第2項に定める中途解約手数料の支払いをすることで、本プランの解約をすることができます。
2. 中途解約手数料は10,000円（税込）とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は0円とします。
 - (1) 本会員が第1項の解約申し入れと同時に本クラブの提供するプログラム（オプションを除く）の受講申込みを行い、かつ、当該サービスを1回以上ご利用頂いた場合
 - (2) お支払い方法の変更を行った場合
 - (3) その他、会社が別途認めた場合
3. 月額払いの場合は、前項の中途解約手数料を、解約申し入れをした日の属する月の翌月末日までに、当社の指定口座への振込み又はデビットカード決済の方法により支払うものとします。

第11条 (回数の変更)

1. 本プランの利用回数は1ヶ月あたり8回、4回、2回があります。本会員は、会社所定の書面により前月11日から当月10日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに変更申し入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数を変更できます。なお、変更申し入れが当月11日以降となった場合には、翌月の変更申し入れとなり、翌月末日経過時に変更となります。
2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。
3. 第1項の変更申し入れを行った場合、ご請求額は変更となる前月から変更後のご利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)の金額を請求いたします。なお、回数変更は申込月から3ヶ月目以降のコースを対象とし、初月2ヶ月間は変更できないものとします。
4. 回数変更をした場合、回数変更対象月以降の変更前プランの予約は全て取消されます。なお、変更後プランの予約は回数変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランが置き換わる事はありません。

第 12 条（再申込みの場合の特則）

- 1 本会員が、本プランを利用し解約した後、本プランの再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しします。その場合には、第 5 条、第 10 条第 1 項の「12 ヶ月間」は、解約日と再申込みまでの期間を問わず、解約前のご利用期間と再申込み後のご利用期間を通算したものとします。
2. 前項の場合に、本プランの解約申し入れ時から再申込前までの期間本プランの利用を続けていた場合には、その利用期間についても通算するものとします。

第 13 条（本細則等の改訂）

会社は、本細則および諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の 1 ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則および諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 14 条（告知方法）

本細則における会員への告知は、施設内への掲示及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第 15 条（管轄の意）

本細則および諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023.10.1 改訂